# 仙台市青年文化センター使用のご案内

## （ホール用）

コンサートホール

シアターホール

交流ホール

他


仙台市青年文化センター

〒981-0904 仙台市青葉区旭ケ丘三丁目27- 5

TEL 022-276-2110　　FAX 022-276-2108

# 目　　次

◆センターを使用される方の留意事項 …… 1

◆事前打ち合わせ等について …… 3

◆舞台・照明・音響・映像の運営について …… 5

◆イベントＰＲ用看板設置取扱要領 …… 8

◆ステージ上の吊り看板の大きさについて …… 11

◆臨時電話設置の手続きについて …… 12

〈資料等〉

・看板設置届出書 …… 10

・臨時電話設置申込書 …… 13

・コンサートホール平面図 …… 14

・シアターホール平面図 …… 15

・交流ホール平面図 …… 16

・仙台市青年文化センターホール使用打ち合わせ表等（様式１） …… 17

・施設等撮影申込書 …… 18

・コンサートホール座席表 …… 19

・シアターホール座席表 …… 20

# 仙台市青年文化センター使用のご案内（ホール用）

## ◆ センターを使用される方の留意事項

### 1. 使用承認書の提示

会場責任者の方は、施設の利用を始める前に受付に使用承認書を提示して下さい。

使用承認書に記載されている使用時間に鍵をお渡しします。

### 2. 使用時間の厳守

承認された使用時間は「仕込み（準備）」から「後片付け」までの時間です。時間内に全て終了するようにして下さい。

### 3. 入場定員の厳守

消防法上、定員を超える入場は禁止されています。定員になり次第満員札を入口に立て、それ以降の入場はさせないで下さい。

### 4. 原状回復

使用終了後、又は使用を中止したときは、使用した設備を元の場所へ返し、係員の点検を受けて下さい。

### 5. 損害賠償

施設・備品等を損傷又は紛失したときは、実費相当分を弁償していただきます。

### 6. 非常の場合

非常の事態が生じた場合には、センター職員の指示に従って観客を避難口へ誘導して下さい。なお、使用当日は、はじめに非常口の場所を確認しておいて下さい。

### 7. 楽屋の管理

ホール使用当日は、使用者の責任において、出演関係者の出入りをチェックして下さい。盗難予防のために、空部屋にする場合には必ず施錠して下さい。なお、盗難については当方では責任を負いません（コインロッカーを楽屋廊下に設置してあります）。

### 8. その他

使用に当たり次の点にご注意下さい。

⑴ 使用の承認を受けた施設、附帯設備以外は使用しないで下さい。

⑵ 附帯設備等をセンター外へ持ち出さないで下さい。

⑶　許可なく広告類の掲示・配布、又は看板・立札等の設置をしないで下さい。

当施設で行う催物を宣伝するにあたって、屋外に広告物を掲出する場合、電柱・街路灯にポスターを貼るなどの行為は、仙台市屋外広告物条例に違反しますので、行わないで下さい。

⑷　所定の場所以外での喫煙・飲食はご遠慮下さい。また、コンサートホール及びシアターホール客席内での喫煙・飲食はできません。

⑸　非常口・通路・消火設備等のまわりには、物を置かないで下さい。

⑹　危険物・動物（補助犬を除く）又は他人に迷惑を及ぼす恐れのある物品を持ち込まないで下さい。

⑺　ゴミは使用者が持ち帰るか、１階レストランで営業用ゴミ袋（燃える物用とビン・カン類用とがあります）を購入し、地下1階のゴミ置場に置いて下さい。ゴミは燃える物、ビン･カン類と分別して、各ゴミ袋に入れて下さい。

⑻　冷暖房は有料となりますが、季節や場所に対応した冷暖房の仕方がありますので、あらかじめ受付にご相談下さい。

⑼　センター内の壁面、扉、入口のガラス等には、張り紙を禁止しております。指定の掲示板・案内板をご利用下さい。

**ゴミ置場（Ｂ１Ｆ)案内図**

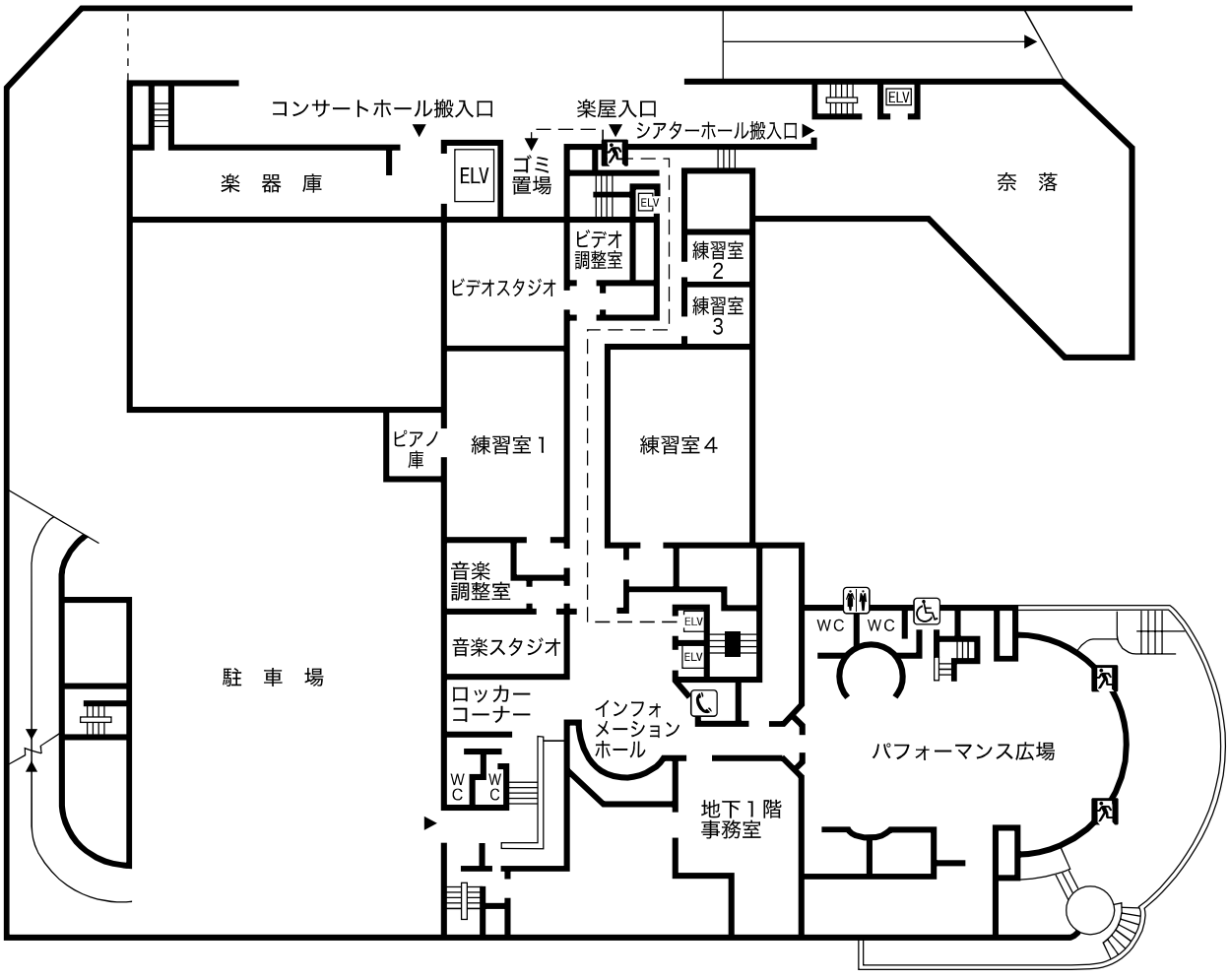

## ◆ 事前打ち合わせ等について

### 1. 事前打ち合わせ

催物を円滑に進行させるため、ホール使用について使用日の２週間前までに、係員と打ち合わせをして下さい。また、催しの内容に応じて進行表・舞台・音響・照明の仕込み図・整理員等の配置図を提出していただきます。

打ち合わせには、電話で事前に打ち合わせ日時を決めてからご来館下さい。

### 2. 関係官庁への届出

催物の内容により、次の届出が関係官庁へ必要です。

⑴ 喫煙・裸火・危険物等の使用……仙台市青葉消防署（☎234-1121）

※喫煙・裸火使用承認書がダウンロードできます。

ホームページアドレス　http://www.bunka.city.sendai.jp/annai_seinen.html

⑵ ロスコタイプスモークマシーン……仙台市青年文化センター（☎276-2110）

⑶ 警備……仙台北警察署（☎233-7171）

⑷ 著作権……日本音楽著作権協会仙台支部（☎264-2266）

### 3. イベントＰＲ用看板の届出

イベントＰＲ用看板設置取扱要領（P.８）のとおり設置期間は７日間以内です。希望の方は看板設置届出書（P.10）により事務室に届け出て下さい。なお、コンサートホールとシアターホールのイベントを優先的に取り扱います。

### 4. 臨時電話等の設置

学会や大規模なイベントで、電話の問い合わせやファックスの利用が多くなることが予想されるときには、臨時電話設置の手続き（P.12）に従い、臨時電話設置申込書（P.13）を提出のうえＮＴＴ等に申し込んで下さい。ファックスの設置は、使用者が準備することになります。

### 5. 整理員等の配置

●使用者は、必ず会場責任者を置いて下さい。

●入場者の整理、案内、警備等に必要な人員は、使用者側で配置して下さい。

●使用施設における火災、事故、盗難等の被害については、使用者の責任となりますので、責任を持って管理して下さい。

### 6. 使用者側で用意していただくもの

催物の看板、事務用品、お茶の葉、ごみ袋（レストランにて販売）は主催者側で用意して下さい。

### 7. 来館する際の交通手段について

当センターを使用する場合には、センターの有料駐車場の収容台数が非常に少ないので、案内状・入場券等にこの旨を印刷し、センターへの交通手段としてバス・地下鉄をご利用いただくようご案内下さい。

（例　駐車場の収容台数は非常に少ないので、ご来館の際にはバス・地下鉄等をご利用下さい。）

## 8. その他

⑴ 会議やパーティでお弁当や飲食物が必要な場合には、使用者側でご準備下さい。ただし、館内でパーティのできる場所は、交流ホールだけですのでご注意下さい。

なお、館内には次の施設があります。ご予約・お問い合わせ等は、直接各店にお願いします。

【カフェレストラン　ウィーンの森　☎718-6333】
営業時間　11：00～19：00　（ラストオーダー　18：30）
営業品目　前売券、営業用ごみ袋

⑵ 事務室からの貸出備品
テーブルクロス（ただし、クリーニング代は実費でいただきます）
水差し・賞状盆・おしぼり受け

## ◆ 舞台・照明・音響・映像の運営について

仙台青年文化センターは設備面の充実とあわせ、公共施設という性格から、使いやすい料金設定を行い、多くの方々にご利用いただいております。なお、使用にあたってはお世話する職員に限りがあるため、基本的に使用者自身で準備、操作、撤去をしていただいております。舞台、照明、音響、映像について、使用者側で必要に応じて専門業者をご手配下さい。

催物を円滑に運営していただくために、センター側との事前打ち合わせの際、別紙様式1「ホール使用打ち合わせ表」(P.17) を作成いたします。なお、以下について打ち合わせ前に一度お目通し下さい。

**〔全般について〕**

1. 使用当日に進行、時間割等、各備品の数量、使用方法、設営場所等の変更についての最終打ち合わせを行っていただきます。

2. 当日、設営準備段階から、催物を把握し、進行出来る方を必ず配置して下さい。常時、舞台袖等で出演者及び舞台の監督をお願いします。

3. 持ち込み物で背の高い物、例えばスピーカーやイントレ等は設置の際、転倒防止策を施して下さい。また、吊り物は落下防止策を施して下さい。

4. 客席通路部分には、物を置くことが出来ません。必ず客席内に設置して下さい。

5. 舞台、照明、音響等の設備は大変複雑なシステムですので、メカニカルなトラブルは付き物です。ご容赦下さい。

6. 火災、盗難等の事故防止及び持ち込み物の保全については、主催者側が責任をもって管理して下さい。

〔舞　　台〕

1.　設営及び使用後の現状復帰は使用者側で行って下さい。

2.　各備品を使用する場合は、舞台職員が立ち会います。使用方法等が不明な時は、ご説明いたします。通常と異なる使用については必ず事前にご相談下さい（所作台等)。

3.　電動吊り物バトン、迫り、緞帳、スクリーン等電動の舞台機構の上げ下ろしは使用者の指示により舞台職員が行います（手動バトンの操作については設営、撤去時は舞台職員が補助しますが、本番中は使用者側で行って下さい)。また、本番中の作動が出来ない機構もあります（オーケストラピット、迫り、大迫り、ひな壇迫り、可動壁、客席トラス等)。

4.　持ち込みの吊り物や大道具類は、防災加工の施されたものを使用して下さい。

5.　コンサートホール、交流ホール、エッグホールの床は釘打ち出来ません。また全館で床面はガムテープ、両面テープ、セロハンテープの使用が出来ません（ビニールテープをご使用下さい)。壁面へのテープ類の使用は出来ません。

6.　コンサートホール、交流ホール、エッグホールはバレエ等での松ヤニの使用が出来ません。シアターホールでの松ヤニはリノリュームを敷いて使用して下さい。

7.　会館のピアノ、オルガン等の設置、移動は舞台職員が立ち会います。使用者側でも若干お手伝い下さい。

8.　ピアノの屋根の開閉、譜面台の設置、椅子の高さの調整等は使用者側で行って下さい。

9.　当会館のピアノを使用しての、クラシック、ジャズ、現代音楽等の一部に見られる内部演奏や、鍵盤への手の指以外を使った奏法は原則出来ません。また調律は（社）日本ピアノ調律師教会員及びそれに準ずる技術者を使用者側で手配して下さい。

| メーカー名 | 機　種　名 | 室　　名 | 台数 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| ベーゼンドルファー | 290インペリアル | コンサートホール | 1 | |
| スタインウェイ | D274 | コンサートホール | 2 | 末尾番号45、50 |
| ヤマハ | ＣＦ-Ⅲ | コンサートホール | 1 | |
| ヤマハ | ＣＦ | 交流ホール | 1 | 自動演奏装置付 |
| カワイ | ＥＸ | シアターホール | 1 | |
| カワイ | ＲＸ―Ａ | 練習室１ | 1 | |
| カワイ | ＫＬ―90ＲＢ | 練習室４ | 1 | |

10. 交流ホールの客席用の机、椅子は使用者側で設営、撤去してください。その際は通路を必ず確保して下さい（舞台職員が現場でご説明いたします)。

11. 大太鼓の使用ができるのはシアターホール、練習室１のみです。

〔照　　明〕

1.　ホールの照明操作卓や照明器具を使用する場合には、使用方法をご説明します。

2.　ホール舞台上を平均的に明るくして使用する場合は、舞台職員が操作をします。ただし明るくしたり、暗くしたりする回数が多い場合又はキッカケのある場合は、使用者側で操作して下さい。

3.　舞台上で指定場所２～３箇所に照明を当てたい場合には、事前打ち合わせ時に、詳しい位置を申し出て下さい。指定場所が多い場合には、仕込みから使用者側で行って下さい。なお、本番の操作は、いずれも使用者側で行って下さい。

4.　照明に色をつけるときは、使用者の方でカラーフィルターを持ち込んで、仕込みから行って下さい。

5.　ホリゾント幕に指定の色をつけたい場合は、舞台職員が対応します。ただし、２色以上の場合やキッカケのある場合には、使用者側で操作して下さい。

6.　ピンスポットやフォーロースポットを使用する場合には、操作方法をご説明しますので、使用者側で操作して下さい。

7.　ホール内はビニールコードの使用を禁止しておりますので、電源を必要とする場合は第１種キャプタイヤケーブル以外のキャプタイヤケーブルを使用して下さい。
　電源を多量に必要とする場合、電源ケーブルの数に限りがありますので使用者で持ち込んでいただく場合もあります。

〔音　　響〕

1.　原則として、出演効果を伴う操作は主催者側で行って下さい。歌、楽器等の拡声、音源等の再生、マルチマイク方式の録音等は使用者側でお願いします。

2.　会館の音響機材を使用する場合、操作、セッティング方法をご説明し、補助します。

3.　催物の１週間前までに、仕込み図、使用機材等を提出して下さい。

4.　エッグホールの場合オペレートは全て使用者側での操作になります。

5.　コンサート、シアター、交流、エッグの各ホールは音響設備、音響特性が全く異なる施設なのでご確認下さい。

〔映　　像〕

1.　映写機を使用する場合には、映写技師を手配してください。

2.　会館のスライド、液晶プロジェクター（パソコン不可）、ＯＨＰ等をご使用の際は、事前に台数、性能をご確認下さい。

## ◆イベントPR外看板の設置について

イベントPR外看板の設置を希望される場合は、事前に看板設置届出書の提出が必要です。以下の設置基準を確認のうえ、届出書を提出してください。

### 1. 設置可能場所

①一階正面玄関前の外柱（5本）

②当センター敷地南西角（地下鉄側）の時計塔

### 2. 設置可能箇所数

同一イベントで設置できるのは2カ所まで。看板は1カ所につき1面です。

### 3. 設置期間

原則、開催日を含めて7日以内です。イベント終了後は速やかに撤去してください。

### 4. 設置できないもの

(1)看板などを使わずに紙や布のみを柱へ直接設置するもの。

(2)段ボールにポスターを貼り付けつけたものなど、材質が風雨に耐えられないもの。

(3)額縁やビニールケースなど看板に脚などの地面への接地面がなく、柱に直接くくりつけるもの。

### 5. 設置方法、その他注意事項

(1)設置及び撤去の際には、必ず事務室に作業開始・終了の連絡を行なってください。

(2)看板は、風で飛ばされたり倒れたりしないようビニールひも等でしっかり固定してください。

(3)粘着テープや両面テープによる貼り付けは禁止とします。

(4)設置の際は当センター名や時計塔の時刻表示を塞がないよう注意してください。

**看板の大きさと形状**

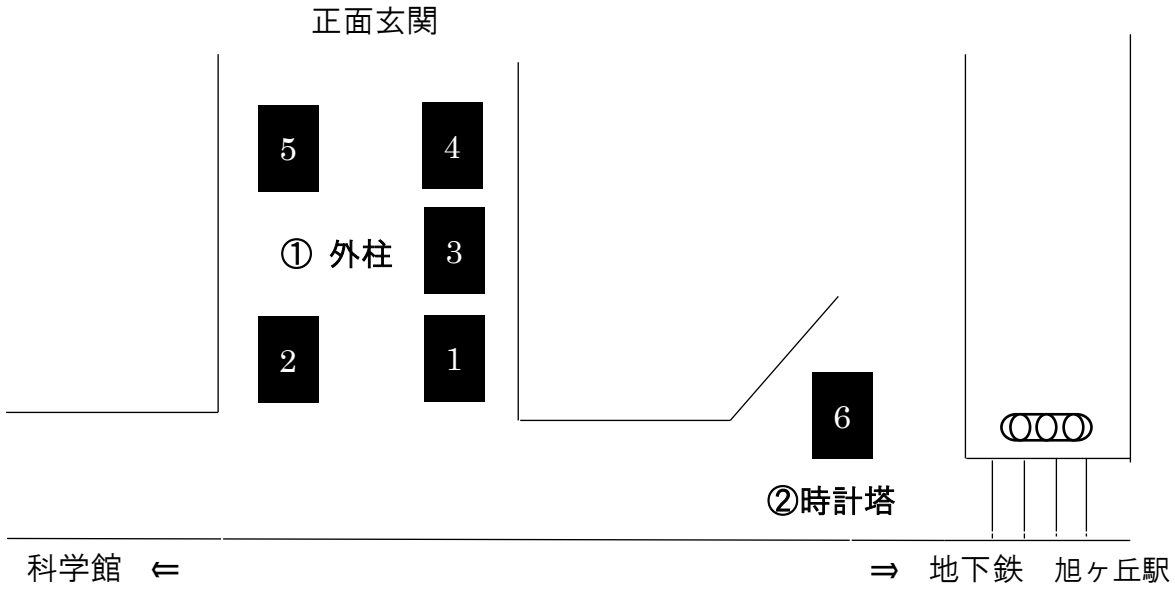


**看板の大きさと形状**

| 設置場所 | 高さ(H) | 幅(W) |
|---|---|---|
| ①正面玄関前外柱(1～5) | 2.300mm以内 | 900mm以内 |
| ②時計塔 | 2.900mm以内 | 900mm以内 |

※右図看板Aのように脚付き、またはBのように地面に接地しているもののみ設置可能です。

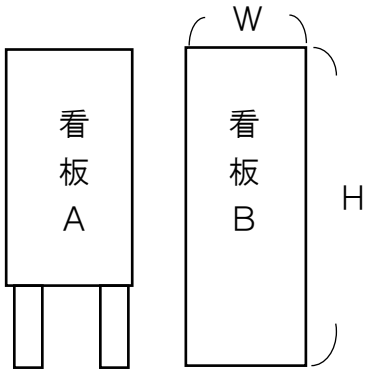

# 看板設置届出書

平成　　年　　月　　日

仙台市青年文化センター　館　長

届出者
住　所

氏　名　　印

イベントＰＲ用看板を設置したいので、下記の通り届け出ます。

| | |
|---|---|
| イ ベ ン ト 名 | |
| イベント開催期間 | 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日 |
| 看 板 設 置 期 間 | 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日 |
| 設　置　場　所 | (1)　　(2) |
| 使 用 ホ ー ル 名 | |
| 主　催　者　名<br>(電話番号) | TEL　　(　　) |
| 看板設置業者名<br>(電話番号) | TEL　　(　　) |
| 備　　考 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 受　　付 | | 設置状況表記帳 | |

## ◆ ステージ上の吊り看板の大きさについて

⑴　コンサートホール用吊り看板枠

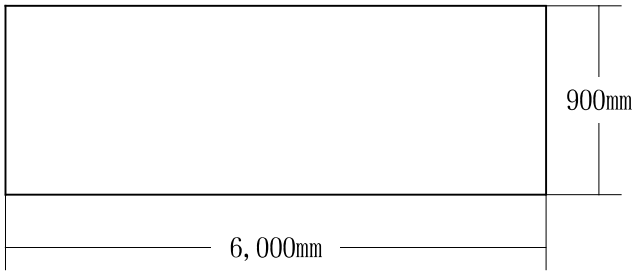


⑵　シアターホール用吊り看板枠

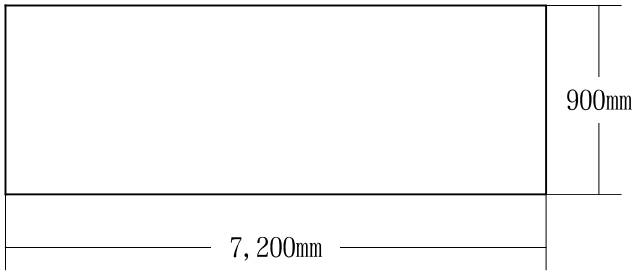


⑶　交流ホール用吊り看板枠

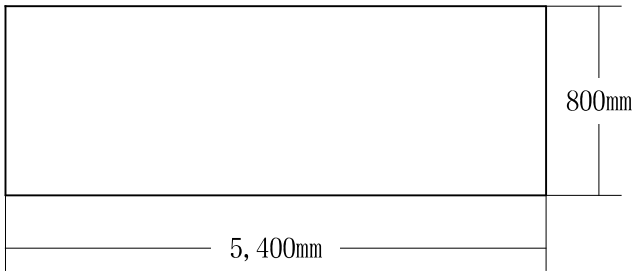


※上記、看板枠各１枚を、無料でご利用いただけます。

## ◆ 臨時電話設置の手続きについて

会議等で当センターに臨時電話を設置される場合には、下表のとおり設置することができます。また手続きは下記のとおりとなります。

| 設置可能場所 | 設置可能回線数 |
|---|---|
| 研修室１ | 1 |
| 研修室２ | 2 |
| 研修室３ | 1 |
| 会議室１ | 1 |
| 会議室２ | 1 |
| 会議室３ | 2 |
| 交流ホール | 4 |
| シアター舞台 | 1 |
| シアター楽屋８ | 1 |
| エッグホール | 2 |

1. 当センター所定の『臨時電話設置申込書』に、必要事項を記載のうえ提出して下さい。
2. 当センターで確認を受けた後、ＮＴＴ116へ直接お申し込み下さい。

注意事項

※ 設置現場での電話線接続は、モジュラージャック式になっておりますので申込者（使用者）が接続して下さい。

※ 当センターでは電話機・ＦＡＸ・モジュラーコード等は一切用意しておりません。

※ 当センターでは、ＮＴＴ工事箇所への案内・使用現場でのモジュラー設置場所の案内を行ないます。

ＮＴＴ連絡事項

※ 設置場所（モジュラー）から保安器盤までは臨時電話専用回線（１回線＝２芯）で、可能回線数の分、直結されています（ＭＤＦ等はジャンパーしてあります）。

※ 臨時電話専用回線の両端（設置場所・保安器盤内）には、場所の区別を示す表示があります。

# 臨時電話設置申込書

平成　　年　　月　　日

仙台市青年文化センター　館　長

住　　所
**申込者**　法人名又は団体名　　㊞
代表者又は氏名

次のとおり臨時電話を設置したいので申し込みます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 催　物　名 | | | |
| 設置の場所 | | | |
| 設置場所及び設置台数 | 設置場所　（可能台数）<br>○で囲む | 設置台数 | 備　考 |
| | 研修室１　(1)<br>研修室２　(2)<br>研修室３　(1)<br>会議室１　(1)<br>会議室２　(1)<br>会議室３　(2)<br>交流ホール　(4)<br>シアター舞台　(1)<br>シアター楽屋８　(1)<br>エッグホール　(2) | | |
| 設置期間 | 平成　　年　　月　　日　から<br>平成　　年　　月　　日　まで　　日間 | | |
| 備　考 | | | |

# コンサートホール平面図

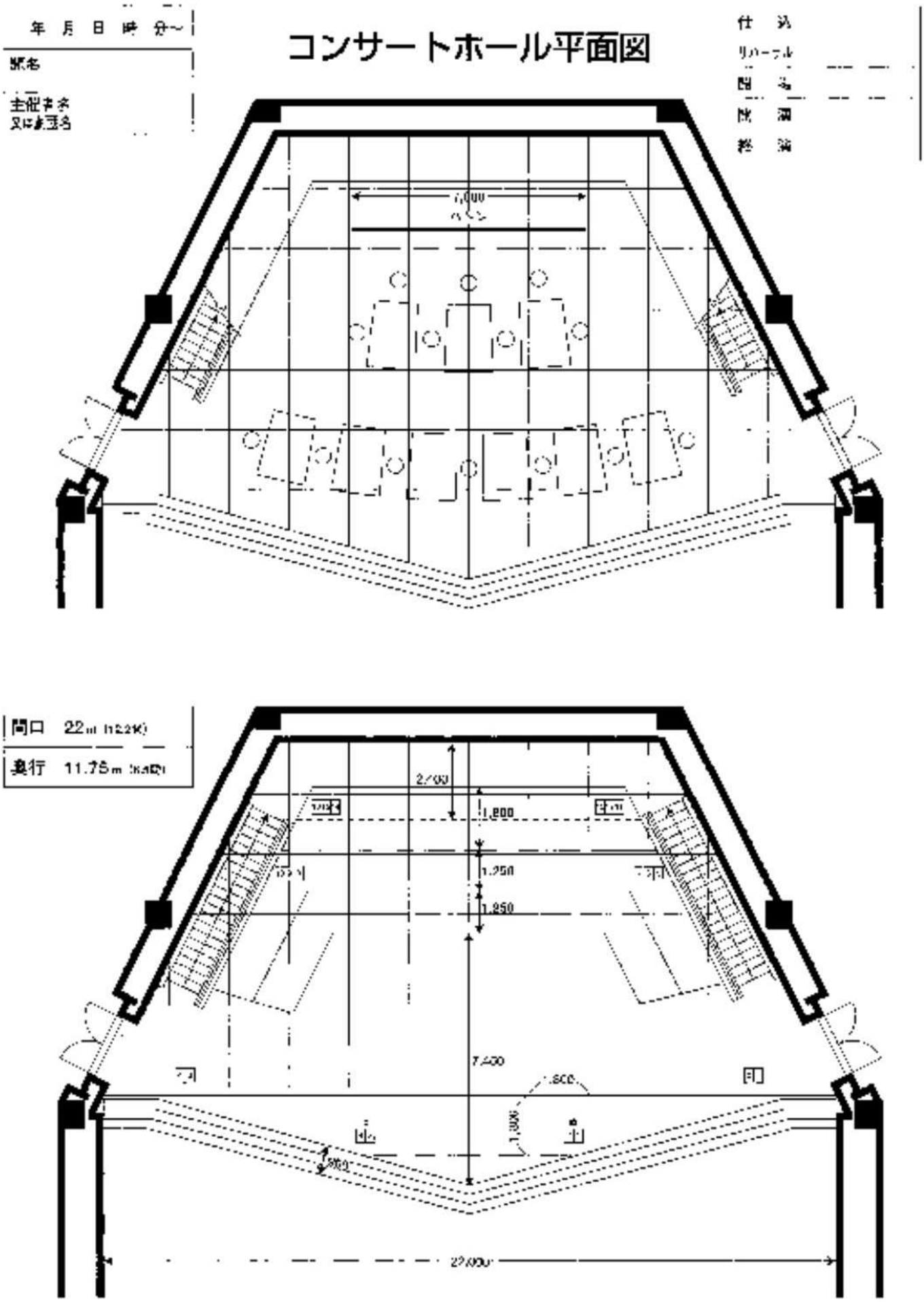

# シアターホール平面図

| | |
|---|---|
| 年　月　日　時　分～ | |
| 催名 | |
| 主催者名 又は劇団名 | |
| 仕込 | |
| リハーサル | |
| 開場 | |
| 開演 | |
| 終演 | |

| 間口 | 奥行 | 高さ |
|---|---|---|
| 最小18m (10間) 最大22m (12.2間) | 16m (8.9間) | 8.5m (4.7間) |

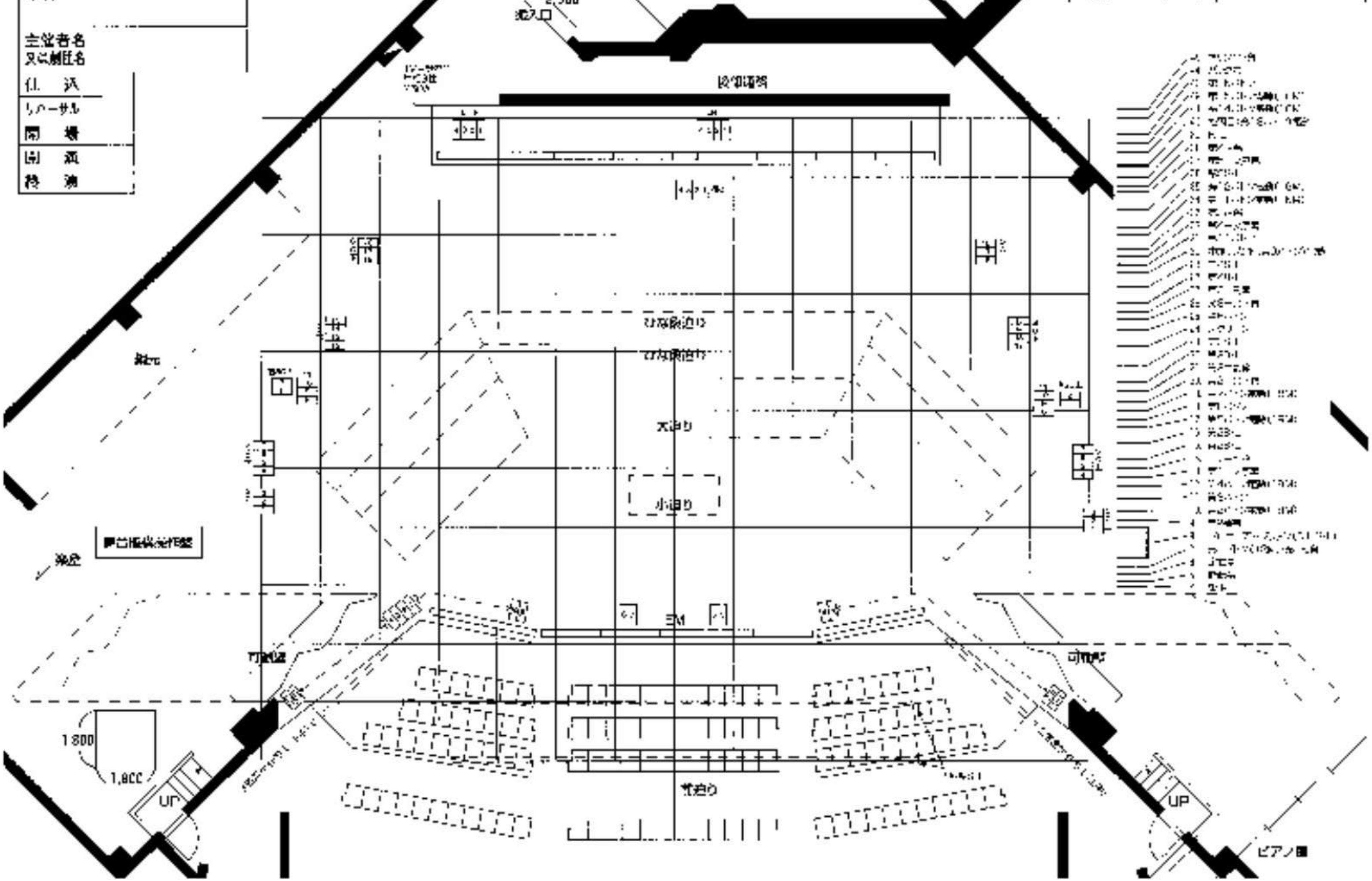

# 交流ホール平面図

| 年　月　日　時　分～ |
| --- |
| 題名 |
| 主催者名<br>又は団体名 |

| 仕　込 |
| --- |
| リハーサル |
| 開　場 |
| 開　演 |
| 終　演 |

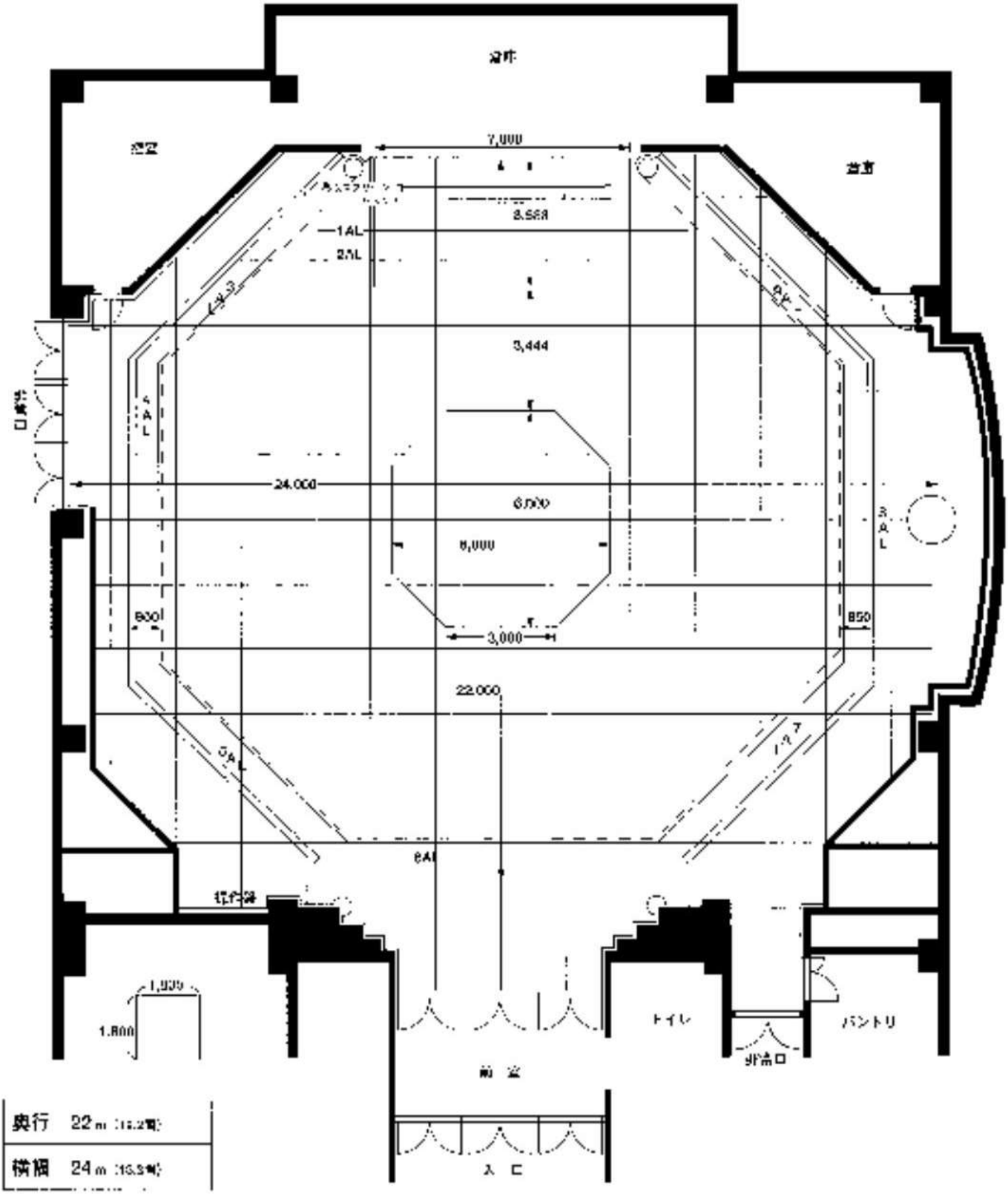


| 奥行　22m |
| --- |
| 横幅　24m |

# 施設等撮影申込書

平成　　年　　月　　日

仙台市青年文化センター　館　長

| | | |
|---|---|---|
| 撮　影　日　時 | | 平成　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |
| 撮　影　目　的 | | |
| 撮　影　場　所 | | |
| 届出者 | 住　　所 | |
| | 団　　体 | |
| | 氏　　名 | |
| | 電話番号 | |
| 備　　考 | | |

※カメラ位置等は、別紙、ホール客席図に記入して下さい。

# コンサートホール座席表(座席数802席:車椅子席含む)

公演日
年　月　日　開　時　分
署名

主催者名

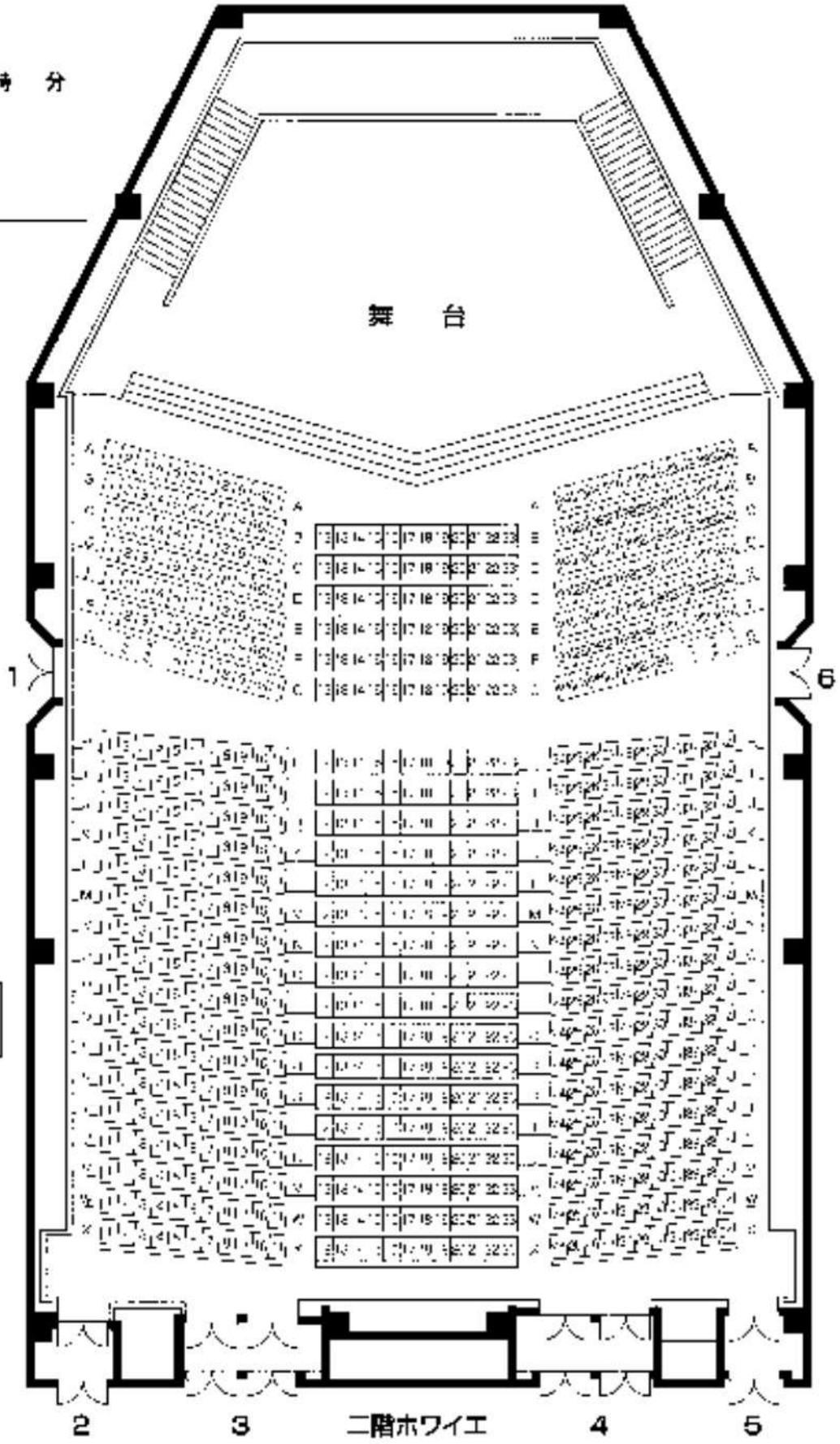

# シアターホール座席表（座席数584席・車椅子席含む）
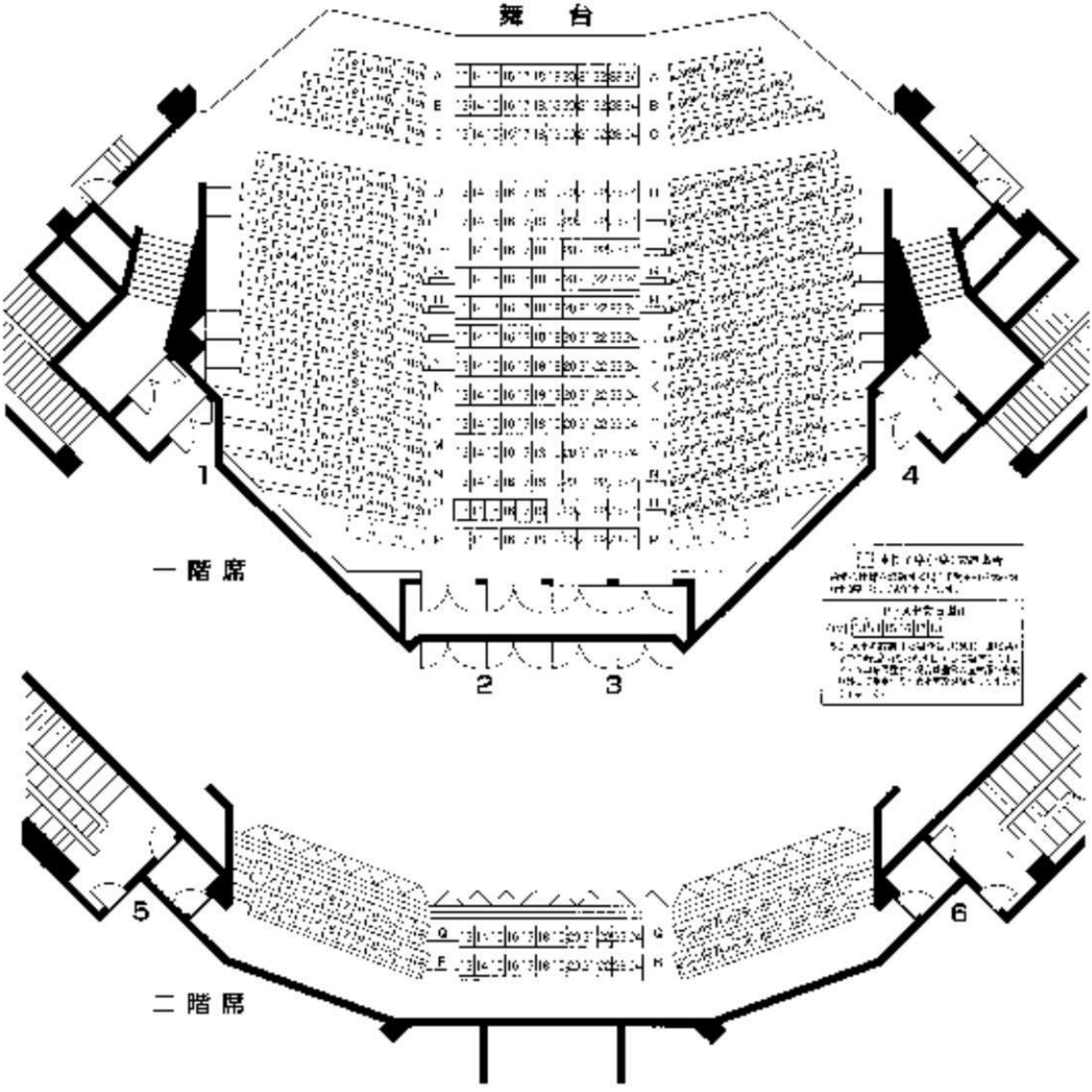
| | |
|---|---|
| 公演日 | 年　月　日　～　年　月　日<br>※　時　分　※　時　分 |
| 題　名 | |
| 主催者名 | |